

令和7年度 市税などの納期限一覧

市税収納課

983・2628

税目など	月別	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
市税など	市県民税 (普通徴収)			1期 (6/30)		2期 (9/1)		3期 (10/31)			4期 (2/2)		
	固定資産税 都市計画税	1期 (4/30)			2期 (7/31)					3期 (1/5)		4期 (3/2)	
	軽自動車税		全期 (6/2)										
	国民健康保険税 (普通徴収)				1期 (7/31)	2期 (9/1)	3期 (9/30)	4期 (10/31)	5期 (12/1)	6期 (1/5)	7期 (2/2)	8期 (3/2)	
	後期高齢者 医療保険料					1期 (9/1)	2期 (9/30)	3期 (10/31)	4期 (12/1)	5期 (1/5)	6期 (2/2)	7期 (3/2)	8期 (3/31)
	介護保険料				1期 (7/31)	2期 (9/1)	3期 (9/30)	4期 (10/31)	5期 (12/1)	6期 (1/5)	7期 (2/2)	8期 (3/2)	
国税	申告所得税				予定納税 1期 (7/31)				予定納税 2期 (12/1)				確定申告 (3/16)
県税	自動車税		全期 (6/2)										
	個人事業税					1期 (9/1)			2期 (12/1)				

※後期高齢者医療保険料、介護保険料は、口座振替、納付書裏面に記載の金融機関での納付に限ります



市税の
納付方法
はこちら

市税などの納付には口座振替が便利です

- ▶ 一度の手続きで翌年度以降も継続利用可
- ▶ 納期限に自動振替されるので納め忘れ防止に
- ▶ 窓口へ直接出向く手間がなく現金の持ち歩きが不要
- ▶ 利用できるのは市内に本・支店のある金融機関
申込みは市内の各金融機関などの窓口へ納税(入)通知書・通帳・届出印を持参して手続きしてください。

※振替依頼用紙は市内各金融機関・郵便局・市役所で取得
※すでに口座振替にしている人は、納期限の前日までに口座残高を確認してください。残高不足などの理由で口座振替できなかった場合、市から「口座振替不能通知書」を送付しますので、至急納めてください。再振替は行っていません。

金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付

納付書裏面に記載のある金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・MMK（マルチメディアキオスク）設置店で納付できます。バーコードのない納付書はコンビニエンスストア・MMK設置店では対応できません。

地方税統一 QR コード（eL-QR）での納付

納付書表面に印字された eL-QR を利用して市税の納付ができます。

①全国の eL-QR 対応金融機関で納付

全国の eL-QR に対応した金融機関でも手数料無料で納付できます。



▲ eL-QR
対応金融機関

②スマートフォン決済アプリで納付

アプリを起動し、納付書表面に印刷された eL-QR を読み取ることで納付手続きができます。

③「地方税お支払サイト」で納付

「地方税お支払サイト」からクレジットカード（手数料は利用者負担）やインターネットバンキングなどによる納付も可能です。



▲ 地方税お支払
サイト

※「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

納期お知らせメールサービス

「市民メール（みしまるホッとメール）」に登録すると、市税などの納期限の前日までにメールが届きます。



「その他行政情報」を選択▲

ごみ処理の広域化について

【共通の課題】

3市2町の共通の課題となっているのが、現在使用しているごみ処理施設の『老朽化』です。三島市清掃センターのごみ処理施設も、施設稼働から35年以上が経過し、平成25～27年度に実施した基幹的設備整備工事など、施設の延命化を図ってきましたが、すでに更新の時期に差し掛かっています。

『広域化』により、課題の解決や更なる効率化の実現が可能かどうかについて、話し合いを重ねています。



人口減少やリサイクルの推進により、将来的にごみの量は減少すると予想されています。このような中、各市町が個別にごみ処理施設を整備・運営するよりも、広域でごみ処理を行い、施設を集約することで、費用の削減やエネルギーの有効活用など、さまざまな面で、効率的で安定的な運用が期待されます。

そのため、市や町の枠を超えた『広域化』が、全国的に推進されています。

共同整備による
建設費の削減

脱炭素化の推進

ごみ処理・施設
運営の効率化

～これまでの経緯～

令和4年3月	静岡県が一般廃棄物処理広域化マスタープランを策定。県東部3市2町の枠組みは、現状よりも経済面、環境面で効果が高いものとして評価。
令和5年5月	3市2町担当課による連絡会を設置し、協議を開始。
令和6年10月	一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査をとりまとめ。
令和7年3月	3市2町副市長・副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」を設置。

一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査の結果

3市2町のごみ処理や施設整備の状況、地理的な状況などを踏まえ、広域化による効果と課題を調査しました。

【広域化による効果】

- ▶ ごみ処理施設を共同で整備・運営した場合、費用分担により**建設費や運営管理費の軽減**が見込まれる。
- ▶ ごみ処理施設の大規模化により、焼却などによる発電効率の向上や施設の省エネ化など、**温室効果ガス排出量の削減**が期待できる。

【検討が必要な事項】

- ▶ ごみの**分別区分**や**有料化**など、現状で市町ごとに異なるルールの整理。
- ▶ 広域で処理する**ごみの種別**や整備施設の**種類**。
- ▶ 施設建設地が市外・町外になった場合、各市町の**収集運搬**や**住民による直接搬入**への影響。

建設候補地を想定した更なる検討を進めます

令和7年度～

- ▶ 3市2町全域を対象に一般廃棄物処理施設建設候補地を検討
- ▶ 公有地などからの抽出または各市町の公募による方法により候補地を選出
- ▶ 3市2町が共同で設置する学識経験者などによる選定委員会において評価・検討

建設候補地の評価結果を踏まえ・・・

令和8年度 各市町が『広域化に参加するかどうか』を判断します



詳細はこちら